

平成 26 年度 草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 路上喫煙対策の現状と今後の啓発について

(1) 市の取組み

(ア) 現在の啓発内容

- ・草津駅および南草津駅の東西出口にマナースペース（喫煙所）を設置
- ・路上喫煙禁止区域内の巡視啓発活動（年間 156 日）
- ・看板や路面シール、横断幕等の設置による、路上喫煙禁止区域および路上喫煙禁止周知のための啓発活動
- ・市への転入者に対し、啓発チラシを配布

(イ) 南草津駅西口のマナースペース移設

南草津駅西口周辺の公園整備に伴うものであり、前回委員会にて了承済



(ウ) マナースペース利用状況・禁止区域周辺ポイ捨て状況の実態調査

① マナースペース利用状況調査結果（当課職員による調査）

(調査概要)

朝の通勤・通学時間帯を中心にマナースペースの利用状況を調査。

調査日時：平成 26 年 4 月・8 月 7:15～8:15

調査場所：各マナースペース

(マナースペース利用者数)

	草津駅		南草津駅	
	東口	西口	東口	西口
4月	112	107	166	92
8月	98	95	120	90

(単位：延べ人数)

(調査所感)

- ・利用者が多数の場合、無理にマナースペース内に入って喫煙する人は少ないが、通常時には大半の人がマナーを守って喫煙されている。
- ・草津駅西口では、マナースペースに隣接する建物の屋根のある所（銀行ATM前）での喫煙者が多く、ATM利用者の妨げとなっている。
- ・たばこに火をつけた状態でマナースペースに向かってくる人が多い。
- ・マナースペースを明示する枠線より植栽の設置範囲が広い箇所があるため、枠線外であっても植栽の内側での喫煙者が多い。

②禁止区域周辺のポイ捨て実態調査（当課職員による調査）

(調査概要)

期間中、路上喫煙禁止区域周辺に捨てられている吸殻を計測。

調査期間：平成26年8月5日～8月12日

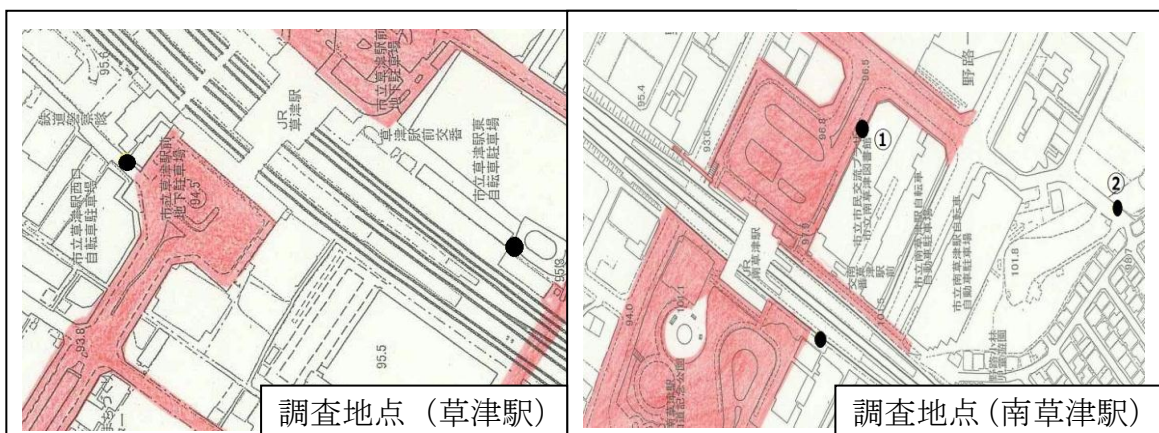
調査地点：禁止区域周辺（下記位置図参照）

調査方法：Ⅰ 調査地点（側溝等）の吸殻を回収する。

Ⅱ 期間経過後の吸殻の本数を計測する。

(調査結果)

	草津駅		南草津駅		
	東口	西口	東口① (禁止区域内)	東口② (禁止区域外)	西口
本数	10	1	1	1	7



(調査所感)

- ・区域内でのポイ捨ては全体的に少ないものの、人通りが比較的少ない地点でのポイ捨てが見受けられる。

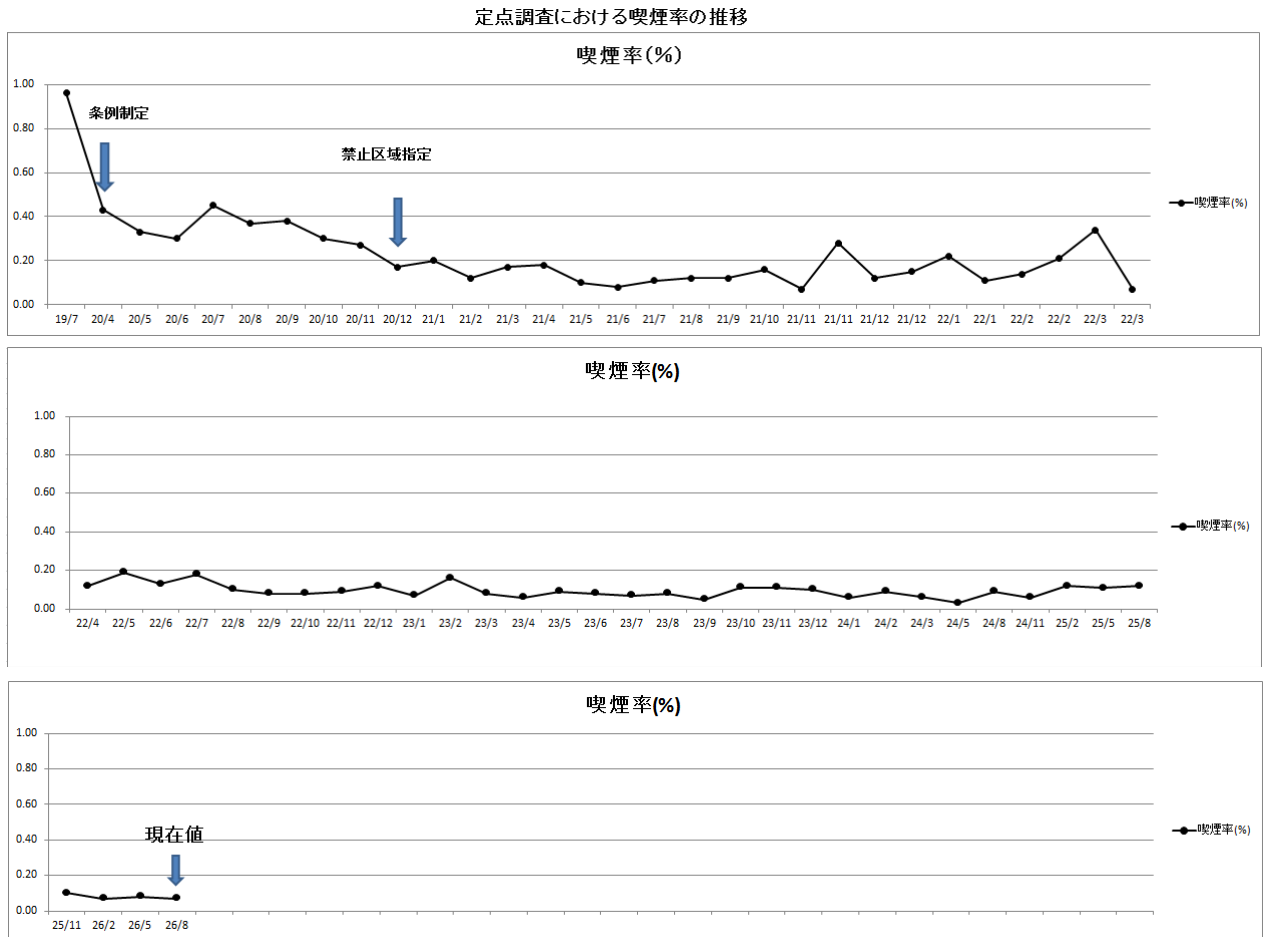
(エ) 啓発物品の更新および設置

- ・南草津駅東口デッキ上に、横断幕を新規設置
- ・南草津駅西口に設置していたバナーの更新

(2) 路上喫煙の現状 (業者委託による調査)

①路上喫煙率：通行者に占める路上喫煙者の割合

⇒ 0.07% (平成26年8月現在)



②啓発指導員による禁止区域内の巡回啓発 (2時間/日)

- ・朝夕の通勤・通学時間帯を重点的に、ほぼ毎日実施

		平成26年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
草津駅	マナースペース付近	174	199	188	205	169	225	235
	路上喫煙者	73	91	73	92	96	108	103
	合計	247	290	261	297	265	333	338
南草津駅	マナースペース付近	53	63	39	56	66	60	73
	路上喫煙者	37	22	32	37	20	25	31
	合計	90	85	71	93	86	85	104

※「マナースペース付近」とは、マナースペースの枠外で喫煙されている人

に対して、枠内で喫煙いただくよう啓発した人数であり、「路上喫煙者」とは、マナースペースを除く禁止区域内での路上喫煙者の人数である。

(所感)

- ・草津駅ではマナースペースの面積が小さいことが原因と思われるが、枠外で喫煙される人が多く見受けられる。
- ・両駅とも路上喫煙者の人数の方が少ないことから、禁止区域の周知や巡視啓発の効果が出ている。

(3) 路上喫煙に関する市民の意見（主に非喫煙者からの意見が多い）

■喫煙マナーについて

- ・禁止区域外でたばこのポイ捨てが多く見受けられる。
- ・マナースペースや民地に設置されている喫煙所に向かって、歩きたばこをしている人が多い。

■マナースペースについて

- ・南草津駅東口は小学生の通学路となっており、バス乗り場にも近い
ため、受動喫煙の観点から、マナースペースの移設や撤去を求める
意見がある。

(4) 路上喫煙対策に関する草津市議会からの意見

- ・駅周辺の住宅地内でのたばこのポイ捨てが多いため、対策すべき。
- ・受動喫煙防止のため、分煙施設を設置すればどうか。
- ・禁止区域外においても啓発するなど、従来の啓発方法を改善すべきである。

(5) 今後の啓発活動

- ・啓発看板については、台風等の発生時に倒れ、怪我をする恐れがあるため、横断幕（ターポリン製）に変更し、安全性を高め、禁止区域または路上喫煙禁止の更なる周知に努める。
- ・禁止区域外においても、必要に応じて路面シールや啓発看板を活用し、喫煙マナーを向上させる。
- ・路上喫煙やたばこのポイ捨てが多い地域でティッシュ等の啓発物品を配布し、住民との協働により啓発を実施。

2. 分煙施設について

【マナースペースを設置している経緯】

路上喫煙禁止区域の指定による喫煙の禁止を徹底するために効果的であることや、禁止区域に限らず市内全域に対して、条例の趣旨や目的を達成するために活かせるとの理由から、禁止区域内にマナースペースが設置されている。

これまでの当委員会の意見としては、マナースペースの新たな増設までは行わず、喫煙マナー向上に向けた啓発や、マナースペース付近を通行する非喫煙者への影響に配慮した取り組みが重要であるとされている。



【市議会や市民の意見】


マナースペースの設置以降、市は、植栽の設置等により受動喫煙の防止に努めているものの、受動喫煙の観点から分煙施設（煙を遮断するもの）の整備について、市議会や市民から意見が出されている。

【分煙施設の整備について】

現行のマナースペースは、植栽の設置により、喫煙者と非喫煙者を分離させ、喫煙マナーの啓発拠点として設置しているものの、受動喫煙の観点から、煙を完全に遮断できるような配慮を求められている。

ここで、マナースペースの形状に着目し、各々の整備にかかるメリット、デメリットを比較したい。

形状	メリット	デメリット
植栽型（現状）  設置費用：なし	<ul style="list-style-type: none"> ・マナースペースの拡大、縮小、廃止が容易である。 ・緑の配置で、周囲との調和が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の維持管理費が必要 ・植栽にごみを捨てられる場合がある。 ・植栽の隙間から煙が漏れ、受動喫煙の恐れがある。
パネル型（屋根なし）  設置費用：約 300 万円 （4ヶ所）	<ul style="list-style-type: none"> ・若干のスペース確保が図れる。 ・煙が横方向に漏れにくくなる。 ・パネル型にすることで、マナースペースの内側で喫煙する意識が高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎を固定化することについて、占用許可が得にくい。 ・マナースペースの拡大・縮小が困難となる。 ・パネルに落書きされる恐れがある。 ・風向き等により、受動喫煙の恐れがある。 ・相応の費用がかかる。

<p>箱型</p>  <p>設置費用：約 1200 万円 （空調設備、喫煙機器 費用含む） （4ヶ所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右されず喫煙でき、マナー違反者の減少が見込める。 ・受動喫煙がかなり軽減される。 ・喫煙環境の向上が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙を完全に処理できない。 ・多額の初期費用とメンテナンス費用がかかる（空調設備、喫煙機器） ・深夜のたまり場となる恐れがある。 ・施設に落書きされる恐れがある。 ・建築物となるため、建築確認が必要となる。（道路上の建築物となるため、建築審査会の審議を経る必要がある） ・基礎を固定化することについて、占用許可が得にくい。
--	---	--

【 参考資料 】

『 近隣自治体の状況 』

	条例（制定日）	禁止区域	取組内容	罰則	喫煙場所（形状）
大津市	大津市路上喫煙等の防止に関する条例（H21. 7. 1）	あり	・ 広報車で巡回・啓発（区域内外） ・ 駅前でチラシやティッシュを配布 ・ 大企業を訪問し啓発	なし	あり （灰皿のみ）
栗東市	栗東市路上喫煙等の防止に関する条例（H24. 10. 1）	なし	・ 駅前で携帯用灰皿を配布（年数回）	なし	なし
守山市	守山市路上喫煙等の防止に関する条例（H22. 4. 1）	なし	・ 駅前でチラシやティッシュを配布	なし	あり （灰皿のみ）
野洲市	野洲市路上喫煙等の防止に関する条例（H22. 10. 1）	あり	・ 警察OBが防犯パトロールとあわせて啓発（区域内のみ）	なし	あり （植栽・パネル型、 駅舎を利用、屋根設置）

※ いずれの市も、条例は制定されているが、啓発活動は、概ね禁止区域内や人通りの多い場所に限定している。

『 法令・国の通知 』

受動喫煙対策については、健康増進法25条、厚生労働省健康局長通知などにより、必要な対策を講じるよう求められている。

●受動喫煙とは

「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。（健康増進法第25条）

●健康増進法第25条（抜粋）

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」

●厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日付け）

・ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。

- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する必要がある。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

※平成24年10月29日付けおよび平成25年2月12日付けで、上記の局長通知の趣旨を鑑み、受動喫煙対策の徹底のための措置を講じるよう求めている。

また、最近では「受動喫煙防止法」制定についての動きも出ている。

草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏 名	役 職 等
1	こばやし たつお 小林 達男	大路区まちづくり協議会 会長
2	つかだ まさお 東田 正雄	草津市たばこ小売人連盟
3	てらお あつし 寺尾 敦史	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 所長
4	とおつか まさひろ 遠塚 政弘	草津市商店街連盟 会長
5	なかじま かよみ 中島 佳代巳	草津市 PTA 連絡協議会
6	ひらがき かんじ 平柿 完治	弁護士
7	まつだ ひろし 松田 博	公募委員
8	やまもと さとえ 山元 智恵	公募委員



路面シール



啓発用バナー



啓発用看板



啓発用横断幕



巡視啓発指導員用ベスト



J R 大津駅前 (駅前に 1ヶ所のみ)



J R 守山駅前（東口に1ヶ所、西口に2ヶ所）



J R野洲駅前（東口に1ヶ所、西口に1ヶ所）

